政策学部　h１８００８５

工藤　亜聡　6月3日

被害者学

　もともと、犯罪の被害回復は、本来、加害者である本人が担うのが大原則である。犯罪行為により被害を受けた者またはその遺族は、わが国でいえば、民法第709条の不法行為責任に基づく損害賠償請求を行うのが原則ということは知っていた。しかし未成年者や精神障害のために物事の是非善悪の弁識能力を欠くなど責任能力が無い者に対しては損害賠償はできないが、民法第714条による責任無能力者の監督義務者等の責任に基づいて、例えば、親権者（民法第820条）や保護義務者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律２０、21条）に対して損害賠償請求が可能であるということは知っていたのですが、これに関しては全くの反対である。もし、自分の家族が未成年者や精神疾患の人に殺されたとしてその加害者に苦しんで欲しいのに親権者や保護義務者に損害賠償請求がいくのは納得いかないしここからは初めて知ったのですが、被害者が加害者に損害賠償請求をし、勝訴の可能性が大にであっても、加害者側に支払能力がない、支払い義務を悪意的に忌避するなど信義誠実な履行が期待できない実体が存在している。これは本当にあってはいけないことだと思う。これを解決するために色々な学者たちが出てきたのだが僕としては国がその損害賠償を補填する考えはおかしいと思った。なぜ犯罪者の分を我々の税金で補わないといけないのかという考えに至る。